

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年5月17日
照会部署名 近畿ブロック本部適用支援G
照会担当者 (一般職) 松井 道寛
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認 谷

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No. 2010—014	本部受付番号 No. 2010—604
-------------------------	---------------------

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

賃金台帳で計上されている住宅費を報酬として含めるか否かについて

(内容)

下記事案について報酬として含めるのかご教示ください。

- 事業所が住宅を借り入れ被保険者に社宅として貸し与えている。
- 被保険者からは毎月社宅費（現物支給の標準価格を上回る）として給与より控除している。
- 税務署からの指摘により賃料と社宅費の差額を賃金台帳にあげるよう指摘があったため、賃金台帳上住宅費として差額分を計上し、同額を住宅費として控除している。

この賃金台帳上支給されている住宅費については報酬として含むべきかご教示願います。

税務署と社会保険において現物支給の取扱いが違うために生じた事案と考えます。本来であれば現物支給された住宅について、標準価格を上回る負担を被保険者が負担しているため報酬には含まないと思慮いたします。

また報酬に含まないと判断できる場合、60日以上の遡及や大幅に報酬を引き下げる月額変更届の提出があった際に賃金台帳の添付を求めているところです

が、届書と賃金台帳を突合すると金額が不一致となります。その場合においての事業主への確認方法については、口頭で確認できればよいのか、事実確認できる書面（社宅の賃貸契約書の写し等）の提出を求めるのかも併せてお伺いいたします。

（ブロック本部回答）

当該疑義照会について諸規定等において明らかにされていない。

回答日 平成22年5月21日
回答部署名 近畿ブロック本部適用徴収支援部適用支援グループ
回答作成者 マニュアルインストラクター（適用支援G長）谷 善弘
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

（本部回答）

ご照会の事例は実際に税務署の指摘により、差額分を計上した場合の取扱いについてである。

税務署が差額分を計上させた理由が不明であるが、その理由が合理的であつてその事業所が被保険者に対して賃金を支給した形をとる必要があったのであれば、報酬に含めるのが妥当である。

しかしながら、今回賃金台帳に計上することとされた金額については、一般的には事業所の支出とされるものであり、また実際被保険者に支払われてもいいない。よって一般的には報酬にはあたらないものであり、通常は報酬月額と賃金台帳の間に不一致は生じないとと思われる。

回答日 平成23年1月14日
回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ
回答作成者 (一般) 柿崎 光政
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認
(軽微なものについてはグループ長)

山上